

# 学校で予防すべき感染症および出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則より)

第1種「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による。

第2種 飛沫感染する感染症で、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い。

第3種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある。

平成24年4月1日施行

	対象感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザA(H5N1)であるものに限る。)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

\*第2種の感染症にかかった者については、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

\*第3種「その他の感染症」とは、医師の意見により出席停止となるもの。

(例) 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、EBウイルス感染症、ヘルパンギーナ、手足口病など。